

JFEスチール(株)東日本製鉄所(千葉地区)における環境問題について

平成17年2月3日

千葉県環境生活部

このたび、JFEスチール(株)東日本製鉄所(千葉地区)からの報告により、
排出水の測定値等が「公害の防止に関する協定」等で定める基準を超過していた
事実があったにもかかわらず、測定値を書き換え、県と千葉市へ偽った報告書を
提出したこと

「水質汚濁防止法」に関しても同様に、測定値の書き換えを行っていたこと
が判明しました。

県と千葉市は、合同立入調査を実施し、これらの事実を確認したので、本日、それぞ
れが所管する法令等に基づき、JFEスチール(株)に対して厳しく指導し、再発防止を強く
求めました。

また、他の公害防止協定締結事業所に対しても、県から公害防止協定の遵守等につい
て周知徹底を図ってまいります。

1 県・千葉市の合同立入調査の概要

(1) 調査実施日等

平成17年1月28日及び1月31日

JFEスチール(株)東日本製鉄所(千葉地区)内

(2) 調査内容及び結果

JFEスチール(株)から県・千葉市に報告のあった内容のうち、平成15年度分について
調査を行い、事実を確認しました。

その内容は、別紙のとおりです。

2 県の対応(公害防止協定関係)

(1) JFEスチール(株)に対する指導

本日、知事からJFEスチール(株)社長に対して、公害の防止に関する協定に基づく改
善指示書を直接手交のうえ、厳しく指導するとともに、再発防止を強く求めました。

(2) 他の公害防止協定締結事業所に対する指導

ア 指導通知の発出及び緊急会議の開催

公害防止協定の遵守及び環境保全対策の徹底について、本日付で指導文書を発出
しました。

また、速やかに緊急会議を招集し、各事業所の環境担当責任者に対しても、直接
周知徹底を図ってまいります。

イ 県市の合同立入調査の実施

各事業所で行った自主測定結果の内容を県・市で確認するため、順次立入調査を
実施します。

なお、水質汚濁防止法関係については、千葉市が所管しています。

千葉市の問合せ先：環境局環境保全部環境規制課

電話 043 - 245 - 5193

【参考】

1 経過（公害防止協定関係）

平成 17 年 1 月 18 日 JFE スチール(株)から、協定に基づく基準値を超えた測定値を、基準値内に書き換えて報告書を作成し、県と千葉市へ提出していたとの報告（口頭）があった。

1 月 18 日 県と千葉市は合同で立入調査を行ったが、全容が不明であった。このため、JFE スチール(株)に対して、全容を調査し、速やかに報告するように指示した。

1 月 26 日 JFE スチール(株)から社内調査の結果（概要）について報告があった。

1 月 28、31 日 これを受け、県と市は合同立入調査を行い、上記事実を確認した。

2 公害防止協定の概要

（1）目的：県と地元市と企業の三者が協力して京葉臨海工業地域の環境負荷を低減し、地域住民の健康の保護と生活環境の保全及び地球環境の保全を図る。（昭和 43 年から締結）

（2）特徴：法・条例よりも厳しい具体的な規制値を定め、大気についてはテレメータシステムにより遵守状況が把握できる体制を整備するなど、千葉県独自の協定となっている。

（3）締結者：県、地元市（千葉市、市原市、袖ヶ浦市、木更津市、君津市、富津市の 6 市）、事業所の三者

（4）対象工場：千葉市～富津市の臨海部にある一定規模以上の工場（54 社 62 工場）

問い合わせ先

千葉県環境生活部環境政策課

遠山 043 - 223 - 4650

寺井 043 - 223 - 4659

別紙

JFE スチール(株)東日本製鉄所(千葉地区)立入調査結果

JFE スチール(株)から県・千葉市に報告のあった内容のうち、平成15年度分について調査を行い、事実を次のとおり確認した。

1 法律関係

(1) 水質汚濁防止法

全15排水口中、11排水口で書き換えを確認

水質汚濁防止法に基づく「自社測定結果」の元データである分析値を、次のとおり書き換えていた。

項 目		書き換え データ数	調査 データ数	基準値	実測値 (最大)
項目名	区分				
シアン化合物	濃度	4 4	1 4 5	不検出 ($<0.1\text{mg/l}$)	7.57mg/l
ふっ素及びその化合物	濃度	2	1 4 0	10mg/l	50mg/l
水素イオン濃度(pH)		1	8 3 5	5.0~9.0	11.9
化学的酸素要求量	濃度	6	2 5 2	20mg/l	45mg/l
浮遊物質	濃度	2	7	50mg/l	340mg/l
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量(鉱油)	濃度	9	1 7 0	3mg/l	12mg/l
窒素含有量	濃度	3	6 3 8	110mg/l	240mg/l
計		6 7	2, 1 8 7	—	—

注) 1 排水口：工場から公共用水域(河川、海域等)への排出地点。

2 六価クロム化合物については、平成15年度データに書き換えはなかった。

(2) 大気汚染防止法

SO_x、NO_x、ばいじんの自社測定結果の報告内容について確認した結果、分析結果の書き換えはなかった。

(3) ダイオキシン類対策特別措置法

自社測定結果の報告内容について確認した結果、分析結果の書き換えはなかった。

(4) 土壌汚染対策法

土壌の自社測定結果の報告内容について確認した結果、分析結果の書き換えはなかった。

(5) P R T R法

P R T R算出マニュアルに基づき算出した排出量等の書き換えはなかった。

2 「公害防止協定」関係

(1) 水質関係

ア 基準を適用する7排水溝中、6排水溝で書き換えを確認

協定に基づく「水質測定結果報告書」の元データである分析値を、次のとおり書き換えていた。

項 目		書き換え データ数	調査 データ数	基準値*	実測値 (最大)
項目名	区分				
シアン化合物	濃度	14	724	1.4mg/l	1.74mg/l
溶解性鉄	濃度	1	724	3mg/l	4.2mg/l
化学的酸素要求量	濃度	11	2,196	23mg/l	63.2mg/l
	負荷量	16	889	311kg/日	391kg/日
浮遊物質	濃度	4	1,243	30mg/l	41.5mg/l
	負荷量	2	52	18kg/日	20.9kg/日
ノルマルヘキサン 抽出物質含有量	濃度	57	621	2mg/l	43.4mg/l
	負荷量	30	157	5.7kg/日	61.4kg/日
窒素含有量	濃度	15	2,196	220mg/l	402mg/l
	負荷量	38	1,098	4313.2kg/日	4463kg/日
りん含有量	負荷量	1	115	0.18 kg/日	0.2 kg/日
計		189	10,015	—	—

注) 1 排水溝：製造工程等の汚水処理した直後の排水地点（水質汚濁防止法の基準は適用されない）

2 *印は、実測値（最大）が確認された排水溝の基準値

イ 周辺海域、底質に関する調査は、分析結果の書き換えはなかった。

(2) 土壌関係（平成14年度）

自社測定結果の報告の内容について確認したが、分析結果の書き換えはなかった。

(3) 大気関係

SO_x、NO_x、ばいじん、ベンゼンの排出濃度等及び炭化水素除去装置の除去効率について確認したが、分析結果の書き換えはなかった。

(4) 化学物質関係

PRTTR算出マニュアルに基づき算出した排出量等の書き換えはなかった。

ＪＦＥスチール(株)東日本製鉄（千葉地区）における環境問題
に対する知事コメント（要旨）

平成17年2月3日

1 県及び千葉市とＪＦＥスチール(株)との間で締結している、「公害の防止に関する協定」に基づく報告について、県・市に虚偽の報告をしていたことが判明しました。

このことは協定を締結している三者の信頼関係を著しく損なうものであり、県民に対する重大な背信行為であります。

2 企業の社会的責任や法令遵守そして環境への配慮が強く求められている時代にあって、このような事態が発生したことは、極めて遺憾であります。

3 県としては、今後このようなことを二度と起すことのないよう、本日、ＪＦＥスチール(株)社長に対して、私から直接、文書をもって、再発防止と今後の改善等について、厳しく指導したところです。

4 　ＪＦＥスチール(株)には、企業としての社会的責任を十分認識し、環境対策に万全を期し、一日も早く信頼の回復に努めてもらいたいと考えています。

環 第 5 6 7 号
16千環環規第391号
平成17年2月3日

J F E スチール株式会社
代表取締役社長 数土 文夫 様

千葉県知事 堂本 暁子

千葉市長 鶴岡 啓一

公害の防止に関する協定に基づく改善指示について

貴社と県及び市は、昭和49年から「公害の防止に関する協定」を締結し、相互信頼のもとに環境保全に取り組んできたところです。

このたび、貴社の自主測定における排出水の測定値等が協定で定める基準を超過していたにもかかわらず、過去数年にわたりこれを偽って報告し、また、協定で定める基準を超過した際の報告も怠っていたという事態が判明しました。

このことは、協定の根幹である信頼関係を著しく損なう許し難い行為であるとともに、県民に対する重大な背信行為であり、極めて遺憾であります。

また、こうした事態を招いたことは、貴社の環境保全に対する姿勢が不十分であったといわざるを得ません。

今回のような事態を二度と引き起こすことのないよう、協定を遵守するとともに、環境問題に対する理念を確立し、企業として果たすべき社会的責任を十分認識した経営に努めるよう強く求めます。

ついては、再発防止のための方針と抜本的な対策を策定し、その内容を2月18日までに県及び市に報告してください。

公害の防止に関する協定締結企業各位

千葉県知事 堂本 暁子

公害の防止に関する協定の遵守について

環境行政の推進につきましては、日ごろから御協力いただき厚くお礼申し上げます。

さて、協定締結企業各社と県及び関係市は、千葉臨海地域の地域環境を保全し、県民の健康で文化的な生活を確保するため、相互信頼のもとに公害の防止に関する協定を締結し、各種環境保全対策を実施してきているところです。

このたび、協定締結企業において、自主測定における排出水の測定値等が協定で定める基準を超過していたにもかかわらず、過去数年に渡りこれを偽って報告し、また、協定で定める基準を超過した際の報告も怠っていたという事態が判明しました。

このことは、公害防止協定の根幹である信頼関係を著しく損なう行為であるとともに、県民に対する重大な背信行為であり、きわめて遺憾であります。

ついては、協定締結企業各社におかれましては、協定の理念に立ち返り、協定を遵守するとともに環境保全に万全を期すよう特段の配慮をお願いします。